

第10章 工事店の任務

1 工事店の態度と責務

指定工事店制度は、本来事務組合が行うべき工事を代わって、事務組合が指定した工事店に行わせるものであるから、指定工事店も事務組合の水道行政機関の一員であるという認識のもとに、水道法や水道条例、本基準等をよく理解して、責任ある態度をとること。

(1) 工事店主

- ア. 材料管理、労務管理、工程管理、品質管理、安全管理等経営者として水道事業に対する一般住民の信用失墜行為のない管理運営をすること。
- イ. 自らも、技術向上のための研さんを積むとともに、従業員にもそうした講義や講習会にできるだけ多く参加させ、技能や資格の取得を図らせること。また、作業従事態度や礼儀等についての社内教育も行うこと。
- ウ. 従業員には、工事店名や氏名を明示した作業服やヘルメット、安全靴を着用させ、水道工事店の従業員であることを明確にすること。
- エ. 工事店主は、自店施工の各工事現場を最低1日1回は巡回し、工事の進捗状況や施工、保安施設等が完全に行われているか、適切な施工管理・安全管理の状況確認、あるいは作業員の工事態度や礼儀等について監督すること。
- オ. 工事店が、事務組合に対して行う報告や手続きについて工事店主は、所定の方法により迅速かつ的確に行うこと。

(2) 従業員

- ア. 従業員は、直接工事に携わるものであるから、定められた使用資材や施工法について、間違いないよう責任を持って正確に行うこと。
- イ. 従業員は自店できめられた制服・制帽はきちんと着用し、住民の水道事業に対する信用を失うことのないよう行動すること。また、言葉遣いや礼儀等についても、同様に気をつけること。
- ウ. 工事現場付近住民への協力依頼や告知は、誠意を持って的確に行うこと。また、道路利用者や作業員の安全を図るために保安管理を厳格にすること。
- エ. 従業員は、自ら積極的に配管技術者としての技術向上のための研さんに努めなければならない。
- オ. 従業員は作業終了後必ず店主に当日の作業進捗について詳細に報告すること。

2 工具の整備と資材の管理

(1) 機器と工具の整備

低廉で清浄な水を豊富に供給することが水道の目的である。従って工事店はその目的達成のため、工事に使用される機器や工具について常時点検整備、並びにその使用に当たっては、正規の使用法を習熟しておくこと。

(2) 資材の管理

水道の工事に使用される資材は、衛生的、経済的、かつ、構造材質等について法令に基づいたものでなければならない。また、資材を保管する場合、そうした条件を損なわないような保管形態をとらなければならない。特に硬質ポリ塩化ビニル管、ポリエチレン管・ライニング鋼管等の管材については、屋外での保管は避けなければならない。